

土日・祝日に警報等が発令された場合の附属図書館の開館、閉館について

1. 定義

この文章において「警報等」とは、以下のことをいう。

- (1) 気象庁による大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪の各警報または特別警報
- (2) 大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言
- (3) 自然災害による JR 中央線及び JR 南武線の国立市域を含む区間（以下「両線の区間」という。）の運休（予告を含む。）

2. 土日・祝日臨時休館の基準

(1) 授業開講日以外（午後7時または8時閉館）

- ① 午前7時時点で国立市に警報等が発令中の場合
通常の開館時刻から午後1時まで臨時休館とする。
- ② 午前11時時点で国立市に警報等が発令中の場合
午後1時から通常の開館時刻までを臨時休館とする。
- ③ 午後1時時点で国立市に警報等が発令中の場合
午後3時から通常の開館時刻までを臨時休館とする。
- ④ 午後3時時点で国立市に警報等が発令中の場合
午後5時から通常の開館時刻までを臨時休館とする。

(2) 授業開講日（午後10時閉館）

- ① 「大学の休講措置について」※に基づき、午前の授業が休講となった場合
通常の開館時刻から午後1時まで臨時休館とする。
- ② 「大学の休講措置について」※に基づき、午後の授業が休講となった場合
午後1時から通常の開館時刻までを臨時休館とする。
※http://www.hit-u.ac.jp/students/lecture_cancellation/
- ③ 午後3時以降に国立市に警報等が発令中の場合
午後5時以降から通常の開館時刻までを臨時休館とする。

(3) なお、雑誌棟および大閲覧室については上記閉館時刻より30分早く閉館する。

3. 臨時休館の措置の通知

- (1) 休日・祝日に台風等の接近が予想される場合は、予め平日のうちに、上記基準により臨時休館の可能性のあることを、掲示（図書館内・外を含む）、WEB サイト等で告知する。
- (2) 基準については、常時図書館ウェブサイトに掲載する。
- (3) 本裁定による臨時休館および閉館は、一橋大学附属図書館利用規則（平成16年4月1日規則第179号）第5条2項「前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することができる。」に基づく臨時休館及び閉館とする。